

## 第14期「駐車環境整備事業」の募集要項

2018年1月12日

大手町・丸の内・有楽町地区

駐車環境対策協議会

大丸有駐車協議会では、「駐車環境整備事業の助成金に係る予算の執行に関する要綱」（別添：以下「要綱」）に基づき、第14期（2017年11月1日～2018年10月31日）の助成対象となる整備事業を募集いたします。

この助成金の制度は、「大丸有地区駐車場地域ルール」により附置義務台数の緩和を受けた地権者等からの負担金を原資とし、良好な駐車環境の維持、改善のための事業（「要綱」第2項 助成対象事業）を実施しようとする事業者に対し整備事業に要する費用を助成することを目的に、2009年11月から実施している事業です。

「助成金の額」は、「要綱」第2項の助成対象事業（公益性を有する整備事業）については「助成事業に要する総事業費の1/2とし、かつ1千万円を限度とする」こととし、第10期からは、これに加え「各事業年度の事業計画において重点的整備事業を定め、その事業に要する費用を助成する」（重点的整備事業）規定を追加し、募集を行っています。

これは、各事業年度で「重点的整備事業」として設定した事業につきましては、助成金の限度額を設けずに助成しようとするものです。

第14期における「重点的整備事業」は、以下の事業を対象とします。

（ただし、一般・時間貸しをしている施設に限ります。）

- ① 駐車場内の安全設備設置事業
- ② 自動二輪車駐車場および自転車駐車場設置事業
- ③ 駐車環境整備（特に路上駐車対策）に係る道路・交通管理施策事業

これらの事業を予定している事業者の方々におかれましては、是非この制度を活用していただきたくご案内申し上げます。

また、これらの重点的整備事業以外でも駐車環境に係る事業を計画されておりましたら、ご相談ください。

なお、すでに工事を着工し、現在、継続している事業も対象となっております。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ、ご相談ください。

## 記

### 1. 助成対象となる事業者等

助成事業を申請できる事業者は、本協議会の会員。

(ここでの会員とは、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会の会員および準会員、賛助会員です。)

### 2. 対象となる整備事業および助成金の対象範囲

#### (1) 公益性を有する整備事業

##### ① 対象となる事業

地区全体および個々の駐車場における交通の円滑化と安全性、利便性確保のために実施する別添の「要綱」第2項に定める助成対象事業とします。

##### ① 助成金の対象範囲

別添の「要綱」第5項(2): 1件当たりの助成する金額は、申請しようとする助成事業に要する総事業費の1/2とし、かつ1,000万円を上限とします。

#### (2) 第14期重点的整備事業

##### ① 対象となる事業(一般・時間貸しをしている施設に限ります)

##### 1) 駐車場内の安全設備設置事業

例: 路上駐車車両を路外駐車場へ誘導するにあたり、駐車場内の安全性向上は必須であり、急を要する事業であることから、場内のカーブミラー、回転灯、表示灯等の安全施設を設置する事業。

##### 2) 自動二輪車駐車場および自転車駐車場設置事業

例: 第9期に実施した「自転車利用実態に関する調査」において、大丸有地区における駐輪台数は約2,400台であり、その約5割が車道や歩道上への違法駐輪であることを受けた自動二輪車駐車場および自転車駐車場設置事業

##### 3) 駐車環境整備(特に路上駐車対策)に係る道路・交通管理施策事業

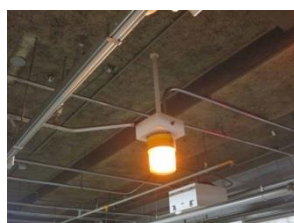
例: 仲通りの車両通行止めの案内を判りやすくするための表示を充実し、路上から駐車へ速やかに誘導する事業

〈参考〉助成対象設備機器例

#### 1) 駐車場内の安全設備設置事業



カーブミラー



回転灯



ライン引き  
(停止線、矢印、横断歩道等)



案内表示  
(満空表示付)



案内表示



高さ制限バー



交通標識

## 2) 自動二輪車駐車場および自転車駐車場設置事業



自動二輪車ラック



自転車ラック



自転車駐車場および  
自動二輪車駐車場のライン引き

### ② 助成金の対象範囲

重点的事業のうち機器購入およびその据え付け工事に要する費用を助成します。ただし、電気配線および配電盤等の新設に係る付帯工事は除きます。

## 3. 第14期助成金総額（予算）

¥387,377,2677-

## 4. 申請、審査、選定

助成事業の申請にあたっては、別添の「規定様式について」（申請手続き）をご覧ください。審査、選定は本協議会内の運営委員会が実施します。

## 5. 申請資料の提出期間

2018年1月15日（月）～2018年3月30日（金）

（ただし、この募集期間内において申請の助成金総額が第14期の予算総額に満たない場合は、予算の範囲内で提出期限後も随時募集いたします。）

## 6. 申請資料の提出方法

作成した申請資料は、事前に事務局へ電話連絡の上、直接事務局へご持参ください。

## 7. 提出・問い合わせ先

大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会

（略称：大丸有駐車協議会） 事務局 TEL03-3287-7731

住所： 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル 834区